

## 江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、江南市補助金等交付規則(昭和31年規則第3号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、発電システム設置者に対してその経費の一部を補助することにより、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電システム 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系する太陽光発電システムで10kw未満の未使用のものをいう。
- (2) 電力供給契約 中部電力株式会社と太陽光発電設備の電力供給及び低圧系統連系に関する契約をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置しようとする者とする。ただし、増設の場合は既設部分を含め、発電システムが10kw未満であることとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、発電システムの設置に要する費用とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はkwとし、小数点以下第3位を四捨五入、出力4kwを超えるシステムにあつては、4kwとして計算)に20,000円を乗じた額(千円未満の端数がある場合は切捨て)とするものとする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、発電システムに係る設置工事着手前に、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 発電システム設置に係る経費内訳書
- (3) 発電システムを設置しようとする住宅の位置図
- (4) 工事着手前の写真
- (5) その他参考となる書類

(交付の決定)

第8条 市長は、交付の申請があった場合は、速やかに審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2)により補助対象者に通知しなければならない。

(工事着工届の提出)

第9条 前条により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に、住宅用太陽光発電システム設置工事着工届(様式第3)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取下げたものとみなす。

(計画変更の承認)

第10条 交付決定者は、交付申請書に記載された内容を変更する場合又は発電システムの設置を中止しようとする場合は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認申請書(様式第4)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第5)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 発電システム設置に係る経費内訳書及び領収書の写し
- (2) 発電システムの設置状態を示す写真
- (3) 電力受給契約書の写し

(額の確定)

第12条 市長は、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書(様式第6)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、市長に対し住宅用太陽光発電システム設置費補助金請求書(様式第7)により補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であることを確認した後、補助金を交付する。

(処分の制限)

第14条 補助対象者は、対象発電システムの法定耐用年数(15年間)の期間内において、当該発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム設置費補助金処分承認申請書(様式第8)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができ、既に補助金が支払われているときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還請求書(様式第9)に取消し理由を記載し、当該補助金の全部又は一部の返還を請求

するものとする。

(1) 補助対象者が、法令、この要綱等に基づく指示に違反した場合

(2) 補助対象者が、補助事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(協力)

第16条 市長は、この要綱により補助を受けて発電システムを設置した者に対し、必要に応じて地球温暖化防止に関する啓発事業への協力、売電量及び買電量のデータの提供その他協力を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。



様式第2（第8条関係）

平成 年 月 日

様

江南市長

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった住宅用太陽光発電システム設置費事業に係る補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定番号 第 号
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金の条件

市が今後実施する地球温暖化防止に関する啓発事業への協力、売電量及び買電量のデータの提供等に協力願います。

※この補助金には一部愛知県の補助金も含まれています。

様式第3（第9条関係）

住宅用太陽光発電システム設置工事着工届

平成 年 月 日

江 南 市 長

〒

申請者 住 所

ふり がな  
氏 名

印

電 話

江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり工事着工届を提出します。

1 補助金交付決定番号 第 号（平成 年 月 日付け）

2 発電システム設置場所 江南市

3 太陽電池の最大出力値  k W  
(小数点以下2桁未満は四捨五入)

4 太陽電池製造社名

5 工事着工年月日 平成 年 月 日

6 完成予定年月日 平成 年 月 日

7 手 続 代 行 者  
〒

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
電 話 番 号

8 そ の 他

補助金の交付決定の通知を受けた日から60日以内に着工届の提出がない場合は、補助金交付申請を取下げたものとみなしますのでご注意願います。

様式第4（第10条関係）

住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日

江 南 市 長

〒

申請者 住 所

ふり がな  
氏 名

印

電 話

江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金交付決定内容の変更の承認を申請します。

1 補助金交付決定番号 第 号（平成 年 月 日付け）

2 変 更 の 内 容

項 目	変 更 前	変 更 後

3 変 更 の 理 由

様式第5（第11条関係）

住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書

平成 年 月 日

江 南 市 長

〒

申請者 住 所

ふりがな  
氏 名

印

電 話

平成 年 月 日付けで交付決定のあった住宅用太陽光発電システム設置事業が完了したので、江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補 助 の 名 称 江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金

2 補 助 交 付 決 定 額 \_\_\_\_\_ 円

3 工 事 期 間  
着 手 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日  
完 了 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

4 事 業 費 の 内 訳

補助対象経費	市補助金	自己資金
円	円	円

5 添 付 書 類

- (1) 発電システム設置に係る経費内訳書及び領収書の写し
- (2) 発電システムの設置状態を示す写真
- (3) 電力受給契約書の写し

様式第6（第12条関係）

平成 年 月 日

様

江南市長

**住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書**

平成 年 月 日付けで申請のあった住宅用太陽光発電システム設置費事業に係る補助金について、次のとおり交付することに確定したので通知します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

様式第7（第13条関係）

江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金請求書

平成 年 月 日

江南市長

〒

申請者住所

ふりがな  
氏名

印

電話

平成 年 月 日付けで確定通知を受けた住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、江南市補助金等交付規則に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 口座振替先

金融機関	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第8（第14条関係）

住宅用太陽光発電システム設置費補助金処分承認申請書

平成 年 月 日

江南市長

〒

申請者住所

ふりがな  
氏名

印

電話

江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 補助金交付決定番号 第 号（平成 年 月 日付け）

2 発電システムの設置場所 江南市

3 補助対象者氏名

4 処分の方法

該当する項目に○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

5 処分の時期 年 月 日から

6 処分の理由

様式第9（第15条関係）

平成 年 月 日

様

江南市長

住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還請求書

平成 年 月 日付け江環第 号で交付した江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり返還請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 納入期限 平成 年 月 日
- 3 返還請求の理由